

令和7年度

第18回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年11月25日

東松島市農業委員会

令和7年度第18回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年11月25日（火） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地の現状変更届出について

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第7 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

閉 会

出席委員（12名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	—	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	—	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（4名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵	7 番	菅 井 賢 治
14 番	今 野 嘉 彦				

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第18回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、7番菅井賢治委員、14番今野嘉彦委員から欠席届
が出されております。ただいまの出席委員は16名中12名であります。定足数に達しておりますの
で、これより第18回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、8番安倍民夫委員、9番川村勝雄委員のお二人を指名したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、小松字谷地77—1 外 計7筆で6,641㎡、解約届出日は令和7年10月21日、貸人
の都合により賃貸借契約の解約でございます。

その2、赤井字七反谷地82—2、4、116㎡。解約届出日は令和7年11月4日、貸人の都合に
より賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地の現状変更届出について、を上程いたします。

その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、小松字谷地77—1 外 計3筆で2,808㎡。

変更後の利用状況は普通畑。変更目的は畑地として利用するため。変更届出受理日は令和7年10月21日。位置図は3ページとなります。農地区分は農用地区域となっております。ハクサイ・キャベツ等の栽培畑にするためとのことです。この区域はほ場整備事業の区域にはなっておりませんので、土地改良区との事前調整を行っていると考えております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、小松字下砂利田212—2、492㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番 熊谷奨委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年11月21日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が相続により農地を取得したが農業はしないため、受け手は転居先の隣接する農地であり、畑として利用するため。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、新規。通作距離は、1.5km以内。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、遊休農地。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、日程第6、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程いたし

ます。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、新田字小僧田1、2、164㎡。変更理由は、新田地区排水路改修工事施工のため、令和7年3月13日付け宮城県（東振）指令第666号にて農地転用許可を受けており、事業期間の延伸に伴い令和7年8月1日付け宮城県（東振）指令第396号で変更許可を受けていたが、再度期間を延伸するため事業計画変更承認申請の提出を受けたもの。

期間の変更について、事業開始は令和7年3月13日からで、当初は令和7年8月31日まで、第1回変更で令和7年12月19日まで、今回変更で令和8年7月19日まで、となります。

位置図は6ページで、農地区分は第1種農地ですが、一時転用であり例外規定による許可対象ということで宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第7、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、大曲字川前144―8、255のうち54.39㎡。転用目的は、戸建て住宅用通路。現在の利用状況は、休耕中。娘夫婦が本家の隣接地の畑に分家住宅建築にあたり接道要件を満たすため本家の宅地の一部も提供することから、本家の接道要件を満たすために休耕中の畑の一部を住宅用通路とするもの。位置図は8ページとなります。農地区分は、第2種農地で、陸前赤井駅から1km未満で、赤井駅周辺の宅地化率が40%を超えることから、許可の対象となるということで、宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 6番 小岩敏幸委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年11月24日。転用目的は、戸建て住宅用通路。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字七反谷地82—2、4、116㎡。転用目的は、駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中。永年の賃貸借権設定となります。位置図は10ページとなります。介護施設で使用するための駐車場敷地となります。農地区分は、第2種農地で、あゆみ野駅から1km以内であります。許可対象となるということで宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年11月21日。転用目的は、駐車場。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、大曲字川前144—13 外 計2筆で349㎡。転用目的は、戸建て住宅敷地。現在の利用状況は、普通畑。永年の使用貸借権設定となります。位置図は11ページとなります。農地区分は、第2種農地で、陸前赤井駅から1km未満で、赤井駅周辺の宅地化率が40%を超えることから、許可の対象となるということで、宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 6番 小岩敏幸委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年11月24日。転用目的は、戸建て住宅建築のため。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日提出された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第18回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時57分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年11月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 8番 子倍 民夫

署名委員 9番 川村 勝雄

